

国家公務員共済組合法施行令第13条第1項第2号に規定する財務大臣の定める金額等について

〔 昭和61年4月1日 蔵計第804号 大蔵大臣から各共済組合代表者あて通知 〕

標記のことについて、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令207号）第13条第1項第2号に規定する「財務大臣の定める金額」は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 福祉事業に係る標準報酬と掛金の割合が、 $1.12 / 1000$ を超える場合 掛金の基礎となった標準報酬の総額の $1.12 / 1000$ に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た金額）
 - (2) 前号以外の場合 国、独立行政法人又は職員団体の負担金に相当する金額
- 2 国家公務員共済組合法施行令第13条第2項の規定により前項第1号の金額を国家公務員共済組合連合会へ払い込む場合については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

附 則

- 1 この規定は、昭和61年4月1日から適用する。ただし、昭和61年度については、第1項各号に定める金額は、掛金の基礎となった標準報酬の総額に別表に定める率を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た金額）とする。
- 2 国家公務員等共済組合法施行令第13条第1項第2号に規定する大蔵大臣の定める金額について（昭和59年4月1日蔵計第799号）は、廃止する。

(別表)

組 合 名	率
衆議院	1.10 / 1000
参議院	1.05 / 1000
総理府	1.15 / 1000
法務省	1.15 / 1000
外務省	1.05 / 1000
大蔵省	1.15 / 1000
文部省	1.20 / 1000
農林水産省	1.15 / 1000
通商産業省	1.10 / 1000
運輸省	1.10 / 1000
厚生省	1.10 / 1000
厚生省第二	1.10 / 1000
労働省	1.15 / 1000
裁判所	1.20 / 1000
会計検査院	1.05 / 1000
刑 務	1.05 / 1000
防衛施設庁	1.10 / 1000
防 衛 庁	1.20 / 1000
印 刷 局	1.10 / 1000
造 幣 局	1.15 / 1000
林 野 庁	1.30 / 1000
建 設 省	1.10 / 1000
国家公務員等共済組合連合会職員	1.05 / 1000
郵 政 省	1.10 / 1000

備考

外務省共済組合の在外組合員については、1.10 / 1000、防衛庁共済組合の任期制自衛官及び非任期制自衛官については0.75 / 1000とする。